

理的性格は薄れ、より物語的・倫理的性格を帯びる。第二に、S₈に見られる作中人物による物語りといった枠物語的重層構造はすっかり解体され、時間の流れにそった地の文に配列しなおされて単線的構造をとる。さらにScpはそのセリフ部において人称代名詞を現代ジャワ語の用法で使用するという言語的

特徴をもつ。

これらの特徴は、Scpが、ワヤンに代表されるジャワ文化特有のパフォーマンスの隆盛を反映して、S₈をそのようなパフォーマンスのための荒筋に改変した結果である可能性を示唆している。

オランダ東インド会社の植民地支配と18世紀プリアンガン社会の変化

— コーヒー栽培を通じて —

大橋 厚子

西部ジャワ・プリアンガン地方社会における18世紀は、重要な転換期である。すなわち、同社会の以後のありかたを規定する3つの大きな要因：オランダによる本格的な植民地支配、欧州市場向け作物であるコーヒーの大量生産、主要な食糧生産の水田稲作化（焼畑稲作より移行）、が現われた。そして同地方における植民地支配下の社会変容の起点もまた、この時期に求められる。発表では、コーヒー栽培を中心とした義務労役の賦課方法における変化について考察した。

18世紀のプリアンガン地方において、コーヒー栽培は住民に課される主要な義務労役であった。同地方のコーヒー生産の大部分は、レヘント（現地人首長）支配下の住民の義務労役によって行なわれた。この傾向は、同世紀後半に特に顕著となった。

一方、同地方における水田の拡大は18世紀後半に本格化した。水田化は支配層の行なう大規模な開墾と住民の行なう開墾とによって進化した。この結果支配層の占有する水田と住民の占有する水田が存在した。

以上を前提として、18世紀終りから19世紀初めにおける労役・貢納の賦課方式について検討すると、賦課方式には2種の形態が認められる。すなわち一方に、焼畑が主要な生産形態であった時代の方式が依然として存在し、

これが一般の住民に適用されていたと考えられる。この方式の労役・貢納の賦課単位は人間であり、その賦課基準として、水田の占有の有無および耕作する耕地の種類が問題とされることはなかった。

他方、これに対して支配層占有田の耕作者には、占有田の耕作を前提として、前者と異なる内容の労役・貢納が賦課されていた。これは水田の土地権を媒介とした新しい労役・貢納賦課の方式であると判断される。

この土地権に基づく業務労役賦課方式は、プリアンガン地方において水田の拡大とともに成立したと考えられる。しかし既に18世紀の終りまでに、この賦課方式による業務労役は、コーヒー生産の場において無視できない存在となった。支配層占有田の耕作者は、1785年よりコーヒー栽培義務労役を正規に賦課された。そしてこのことは、1790年代におけるコーヒーの飛躍的増産の一因となった。

ところで、19世紀半ばの同地方には、一定面積の耕地（主に水田）占有を基準として、コーヒー栽培他の業務労役を住民に賦課する規定が存在する。18世紀の支配層占有田に見られる業務労役賦課方式について、この19世紀半ばの規定の前期的形態としての位置づけが考えられる。

タバコ栽培とジャワ農民

植村 泰夫

19世紀後半以降、ジャワではヨーロッパ市場向けのタバコ栽培が盛行した。報告では、その最大の中心地であるブスキ州を例に、そ

の展開が農村経済において如何なる意味を有したのかを検討した。

1870年代から急伸したブスキタバコの生産

は、ヨーロッパ人経営のタバコ企業が住民の水田を借り上げ、そこで土地占有者自身が7月～12月の乾季にタバコを作り、あらかじめ定められた価格で企業に収穫葉を提供するという形態が基本であった。しかし、同時に土地占有者が自らタバコ作にあらず、非土地占有者に一部分を「小作」させるという方式も当初より存在し、初めは無料だった「小作」料がヨーロッパ向け栽培の発展とともに次第に有料化する傾向にあった。

以上のようなタバコ栽培は、砂糖キビなどの場合のように在来の住民農業を破壊することがないので、一般にはこの地方の農民経済を上昇発展させる要因となった。そして、そ

れゆえにこの地方への人口流入の要因となり、新開地の拡大をもたらした。しかし、同時にこの人口流入は既墾農地の細分化にもつながり、このことによって当時の商品経済の進展の中で農民層の分解が促進されたのである。かくして土地を集積した地主層は、没落した非占有農民や新たに流入して来る者を労働力として、地主経営を展開するに至る。先に見た「小作」料の有料化は、タバコ栽培という商業的農業の展開を契機として、地主経営が確立してゆくことを表現するものであった。（詳細は、拙稿「タバコ栽培とブスキ農村」『南方文化』10輯 掲載予定を参照されたい。）

会長選挙に関するお知らせ

現代行会長の任期は、今秋の総会当日で満了となりますので、「東南アジア史学会役員選出規則」によって選挙を実施致します。この選出規則の第3条4項には「選挙権及び被選挙権を有する者は会費を完納した会員とする」とありますので、今回は57年度までの会費を納めた会員が、これに相当することになります。会費未納の方は同封致しました「会費納入の御依頼」により納入状況を御確認のうえ10月末日までに御送金下さいます様お願い申し上げます。10月末でこれを締切り、選挙人名簿を作成して、投票用紙と共にお送り致します。

投票は11月23日締切りとし、会長候補者選考委員7名を選挙していただくものです。この7名より成る委員会が会長候補者を選考し、最終的には12月4日の総会で会長を決定いたします。なお、これらの選挙事務を担当する選挙管理委員5名を前記「役員選出規制」第3条1項にもとづき次の諸氏をお願いすることになりましたので、お知らせ致します。

明石陽至・伊東利勝・大木 昌・梶山 勝・梶木瑞生

秋季研究大会のお知らせ

東南アジア史学会第30回秋季研究大会は、12月3日(土) 4日(日)の両日、東京大学教養学部(駒場)で開催されることになりました。現在大会委員を中心に準備を進めております。本大会で研究発表を希望される方は10月26日までに学会事務局(愛知大学)へ書面にてお知らせ下さい。

学会誌編集状況

『東南アジア—歴史と文化』№13の原稿は順調に集まっており、58年9月末日に投稿を締切り、10月上旬に編集委員会を開く予定です。編集の事務連絡先は
〒108 東京都港区港南4-5-7 東京水産大学社会科学研究室 市川健二郎